

○移住者住宅改修支援事業費補助金

愛媛県外から八幡浜市へ移住した方が、居住を目的として購入・賃借した空き家に対して行う、住宅改修・家財道具搬出等について費用の3分の2を補助します。

<補助金額>

住宅改修・家財道具搬出など費用の**3分の2**

- 住宅改修 上限**200**万円（中学生以下の子育て世帯上限**400**万円）
※総事業費が**50**万円以上
- 家財道具搬出など 上限**20**万円
※総事業費が**5**万円以上
- 補助は予算の範囲内で行います。

補助を受けるには、事前申込が必要です。

<補助対象者>

- 県外**から八幡浜市へ移住した者（平成28年4月1日以後に移住した者。ただし、転勤・赴任・県内に住民票を有する者との結婚によるものを除く）
- 取得または賃借**した空き家住宅を改修して**5年以上**定住する意思を有する者
- 地域おこし協力隊で、平成28年4月1日以降に離任した者
- 子育て世帯（中学生以下の者がいる世帯）
- 働き手世帯（少なくとも1人が**50歳未満**である世帯）
- 本人及び同一世帯に属する者が、前住所地を含め市町村民税及び固定資産税を滞納していない者

<対象住宅>

県・市空き家情報バンクなどを通じて購入・賃借した一戸建て住宅

●市から交付決定を受ける前に、改修等を行った場合は対象外

事業の詳細は市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

八幡浜市 企画財政部 政策推進課 地域づくり支援係
TEL 0894-22-3111 (内線)1550 FAX 0894-21-0409